

○千葉市斎場管理規則

平成16年10月13日

規則第52号

改正 平成17年3月7日規則第9号

平成17年3月31日規則第27号

平成17年3月31日規則第31号

平成20年12月24日規則第70号

平成22年3月31日規則第43号

平成27年3月27日規則第11号

平成28年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市斎場設置管理条例（平成16年千葉市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、千葉市斎場（以下「斎場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により斎場の施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市斎場施設使用許可申請書（様式第1号）を条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 火葬施設の使用の許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書に火葬許可証又は改葬許可証（人体の一部に係る使用の許可を受けようとする者にあつては、申請者の住民票の写し及び医師の証明書）を添付しなければならない。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、斎場の施設の使用を許可したときは千葉市斎場施設使用許可書

(様式第2号)を、許可しないときは千葉市斎場施設使用不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、千葉市斎場施設使用料減免申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(公告)

第5条 市長は、条例第12条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 斎場の名称及び所在地
  - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
  - (3) 指定管理者に斎場の管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
  - (4) 条例第12条第3項の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な書類の内容
  - (5) 指定申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)及び次条に規定する申請書の提出先
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (指定申請)

第6条 指定申請は、申請期間内に千葉市斎場指定管理者指定申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度における斎場の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類(以下この号において「損益計算書等」という。)。ただし、成立の日の属する年度以後3事業

年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

(4) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

（平成17規則9・平成27規則11・一部改正）

（指定）

第7条 市長は、条例第12条第4項の規定により指定したときは、千葉県斎場指定管理者指定書（様式第6号）を指定した法人等に交付する。

2 市長は、条例第12条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉県斎場指定管理者不指定通知書（様式第7号）を当該法人等に交付する。

（告示）

第8条 条例第12条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 斎場の名称

(2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間

(4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を

停止した場合にあっては、その理由

(5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長と斎場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 斎場の管理に関する事業計画に関する事項

(2) 斎場の施設の使用の許可に関する事項

(3) 斎場の管理に要する費用に関する事項

(4) 斎場の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 斎場の管理に関して保有する情報の公開に関する事項

(6) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他斎場の管理に関する業務の報告に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平成17規則31・一部改正）

（事業報告書の提出）

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に斎場の管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

（平成27規則11・一部改正）

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第5条から第9条までの規定は、公布の日から施行する。

(千葉県霊園管理規則の一部改正)

- 2 千葉県霊園管理規則(昭和39年千葉県規則第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(千葉県収入証紙条例施行規則の一部改正)

- 3 千葉県収入証紙条例施行規則(昭和39年千葉県規則第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成17年3月7日規則第9号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条の規定 平成17年6月1日

附 則(平成17年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は平成17年6月1日から、第44条の改正規定は同年10月16日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第31号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日規則第70号)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第43号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成27年3月27日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

千葉市斎場施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住 所  
氏 名  
(続柄・関係)  
連絡先電話番号 — —  
連絡先電子メールアドレス  
@

次のとおり申請します。

死亡者の住所			
死亡者の氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
出生年月日	年 月 日	死亡年月日	年 月 日

種 別	使用予定年月日	備考
<input type="checkbox"/> 火 葬 施 設	年 月 日	
葬儀式場	<input type="checkbox"/> 式 場 <input type="checkbox"/> 100人席用 <input type="checkbox"/> 50人席用	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 使用期間 日間
	<input type="checkbox"/> 霊 安 室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 使用期間 日間
<input type="checkbox"/> 霊きゅう自動車	起 点 年 月 日 から 終 点 年 月 日 まで 年 月 日 から 年 月 日 まで	
<input type="checkbox"/> 葬 儀 用 祭 壇	<input type="checkbox"/> 5段 <input type="checkbox"/> 3段	年 月 日 から 使用期間
	<input type="checkbox"/> 棺掛 <input type="checkbox"/> 鯨幕 <input type="checkbox"/> 焼香具	年 月 日 まで 日間

(注) 続柄・関係欄は、申請者から見た続柄等を記入すること。

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第2号

千葉市斎場施設使用許可書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者



次のとおり千葉市斎場設置管理条例第6条第1項の規定により、斎場施設の使用を許可します。

種 別		使 用 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 火 葬 施 設		年 月 日			
葬 儀 式 場	<input type="checkbox"/> 式場	年 月 日		時から	使用期間
	<input type="checkbox"/> 100人席用	年 月 日		時まで	日間
	<input type="checkbox"/> 50人席用	年 月 日		時から	使用期間
	<input type="checkbox"/> 霊安室	年 月 日		時まで	日間
<input type="checkbox"/> 霊きゅう自動車	起 点	から	終 点	まで	まで
<input type="checkbox"/> 葬儀用祭壇	年 月 日から 年 月 日まで				使用期間
<input type="checkbox"/> 5段 <input type="checkbox"/> 3段 <input type="checkbox"/> 棺掛 <input type="checkbox"/> 鯨幕 <input type="checkbox"/> 焼香具					日間
摘 要					



様式第3号

千葉市斎場施設使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった千葉市斎場の施設( )の使用については、次の理由により許可しないので通知します。

不許可の理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

千葉市斎場施設使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者 住 所  
氏 名  
(続柄・関係)  
連絡先電話番号 — —  
連絡先電子メールアドレス  
@

次のとおり申請します。

死亡者の住所			
死亡者の氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
出生年月日	年 月 日	死亡年月日	年 月 日

種 別	使 用 年 月 日		使用料
<input type="checkbox"/> 火葬施設使用料	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 葬儀式場使用料	<input type="checkbox"/> 式 場 <input type="checkbox"/> 100人席用 <input type="checkbox"/> 50人席用	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	使用期間 日間
	<input type="checkbox"/> 霊安室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	使用期間 日間
<input type="checkbox"/> 霊きゅう自動車使用料	起 点	から 終 点 から 終 点	まで まで
<input type="checkbox"/> 葬儀用祭壇使用料	年 月 日 から 年 月 日 まで		使用期間 日間
減 免 申 請 の 理 由			
添 付 書 類			

(注) 続柄・関係欄は、申請者からみた続柄等を記入すること。

様式第5号

千葉市斎場指定管理者指定申請書

(あて先)千葉市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	①
	連絡先電話番号	— —
	連絡先電子メールアドレス	
		@
	担当者の氏名	

千葉市斎場の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第6号

千葉市畜場指定管理者指定書

千葉市指令 第 号

様

次のとおり千葉市畜場の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長



1 指定期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第7号

千葉市斎場指定管理者不指定通知書

千葉市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市斎場の指定管理者の指定については、  
次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長 

理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第1号

(平成22規則43・全改)

様式第2号

様式第3号

(平成17規則27・平成28規則26・一部改正)

様式第4号

(平成22規則43・全改)

様式第5号

(平成22規則43・全改)

様式第6号

様式第7号

(平成17規則27・平成28規則26・一部改正)